

## これまでに、いただいたご意見について

- 1) 津波災害警戒区域の範囲は？どこを見ればわかるのか？かなり拡大するとのうわさも聞いているが・・・  
平成27年に神奈川県が津波浸水想定を公表した範囲と同じになります。  
【警戒区域の存する住所】辻堂西海岸1～2丁目（一部除く）、辻堂西海岸3丁目、辻堂東海岸1丁目の一部、辻堂東海岸2～4丁目、辻堂太平台1～2丁目の一部、鶴沼海岸1～5丁目、鶴沼海岸6～7丁目（一部除く）、鶴沼松が岡1～5丁目（一部除く）、本鶴沼3～4丁目の一部、片瀬海岸1丁目（一部除く）、片瀬海岸2～3丁目、片瀬2丁目の一部、片瀬3～5丁目（一部除く）、鶴沼藤が谷2・3丁目の一部、江の島1・2丁目の一部、鶴沼海岸6～7丁目（一部除く）  
津波災害警戒区域の範囲については、市のホームページや市民センターに配架してあります津波ハザードマップ（令和3年3月作成）で確認ができます。また、7月頃に市内全戸に配布する予定の防災小冊子にも掲載予定です。
- 2) 住民説明会ではどのような説明をするのか？  
津波災害警戒区域に指定されて、今後の市の津波避難対策についてご説明させていただきます。  
①津波ハザードマップについて  
②地域津波避難マップの修正について など
- 3) コロナ禍で感染対策が必要な時に、説明会を行う必要があるのか？  
地域住民からの関心が高い内容であることから、直接説明が必要と考え、新型コロナウイルス感染症の感染対策として、事前申し込み制、短時間の開催とし、換気を十分に行うなどの対策を取りつつ実施したいと考えています。

### 【説明会場】

辻堂市民センター ホール

（藤沢市辻堂東海岸1丁目1-41）

※駐車場はありません。



### 【問い合わせ先】

- 1 説明会について 藤沢市 防災安全部 危機管理課  
電話 0466-25-1111 (内線 2432)
- 2 申し込みについて 辻堂市民センター  
電話 0466-34-8661